

海外労働事情

ドイツ

使用者負担増で議論高まる「ミニジョブ」導入効果の功罪

低賃金労働市場へのアクセスを容易にするため導入された「ミニジョブ」制度のうち、社会保険費用の使用者負担分引き上げが閣議決定され、経営側から反発の声が出ている。ミニジョブは賃金が月額四〇〇ユーロ以下の雇用で、労働者の側が社会保険料負担なしに額面どおりの賃金を受け取れる仕組みで、低賃金雇用の受け入れ促進を狙っている。一方、現在使用者は賃金の二五%相当の定率の社会保険料を負担しているが、今回の引き上げ案ではこれを三〇%にする。背景には、政府の年金・健

康保険料収入を増やす意図があるが、その反面で、企業負担分引き上げによるミニジョブの雇用数減少が指摘されている。

「ミニジョブ」の使用者負担約二割増

「ミニジョブ」は僅少労働(Minijüchtige Arbeit)の通称であり、現行制度は二〇〇三年一月に施行された、労働市場改革法の一環であるハルツ第II法で定めた規定に基づいている。労働者がミニジョブに従事した場合、月当たりの賃金の合計が四〇〇ユーロまでは、社会保険料を支払わなくてよい。また、社会保険加入義務がある「本業」に従事しながら、一つのミニジョブを行う場合は、本業の賃金と合算しなくてよい。現行制度では、使用者に対して社会保険料(一部税金を含む)負担分として二五%の定率負担が課せられている。なお、月額四〇〇ユーロを超え八〇〇ユーロまで(このゾーンの労働はミディジョブとよばれる)は、月額四〇〇ユーロまでゼロだった労働者の社会保険料負担が段階的に増えていき、八〇〇ユーロに達した時点で通常の社会保険料負担率が課せられる仕組みになっている。

二月二日の連邦政府の閣議決定では、ミニジョブの社会保

険料使用者負担を〇六年七月一日から、三〇%へと引き上げるとしている。たとえば、四〇〇ユーロのミニジョブに従事する労働者の場合、使用者から見ると、これまで五〇〇ユーロ(二五%相当の負担を含む)だった雇用コストが五二〇ユーロとなる。増額分は年金および健康保険会計に組入れられる。

負担増を強いられる使用者側はこの引き上げに強く反発している。ドイツ使用者連盟(BDA)は「ミニジョブ分野の雇用が失われる」と述べ、さらに「闇労働」(社会保険料負担などから逃れる目的で届出なしに行われる)の増加に懸念を示している。二月三日付のBDAニュースレターでは、ミニジョブがこれまで「闇労働や影の経済活動を防ぐ成果をあげてきた」とが社会科学者からも裏づけられているとし、しかしながら、最近ミニジョブの就業者数が、これまでの増加傾向から減少に転じたことを指摘している。

ドイツにおけるミニジョブ就業者数は、〇五年一月末時点で約六四一万七〇〇〇人であり、同年九月末時点と比べて約二八万人減少したとされる(ミニジョブセンターの集計による)。約六九四万人の就業者数を数えた前年同期と比較すると、約五

二万三〇〇〇人減少している。〇四年まで一貫して上昇傾向にあったミニジョブ就業者数がすでに頭打ちとなっていることが、今回の使用者負担引き上げによる影響を懸念する論調の背景にある。

賃金ダンピング誘発、通常雇用の圧迫などの懸念も

一方、ドイツ労働総同盟(DGB)など労働側には、もともとミニジョブに対する不信感が強い。〇六年二月にも、M・ゾマーDGB会長は「ミニジョブはドイツにおける社会保険加入義務のある労働を空洞化する」と地区大会で述べている。通常の雇用が低賃金のミニジョブに置き換えられることに対する懸念が、これまでも繰り返し表明されてきた。

このほかメディアからは、今回の使用者負担引き上げにより、逆に引き上げ分のコストを吸収する圧力が高まり、賃金そのものを引き下げる「賃金ダンピング」が起きているのではないかとする論調も出ている(ベルリンオンライン)。ドイツで現在関心を集めている「低賃金労働市場における雇用創出」の論議とあわせて、ミニジョブの今後の動向に目を向ける必要があるだろう。

イギリス

EU拡大のメリット

(国際研究部・主任調査員 吉田和央)

二〇〇四年五月の第五次EU拡大から二年。欧州委員会が二〇〇六年二月に発表した報告書(Free Movement of Workers since the 2004 Enlargement Had a Positive Impact Commission Report Finds)は、「EU拡大後に生じた旧東欧圏からの労働者の流入が、欧州経済全体にプラスの影響を与えている」とした上で、英国に関しては「新規加盟国の労働者に対して制限措置を設けなかったことが経済成長につながった」と分析している(一)。

新規加盟国からの労働者に対する制度の新設

〇四年五月以前に英国内では新規加盟国からの労働者の自由移動が労働市場に与える影響について多数の研究、試算が実施され、これらに基づく活発な議論が交わされた。英国の充実した社会保障制度を狙って新規加盟国からの労働者が大量流入するといった否定的な論調を受け、政府は新規加盟国からの労働者受入れ制度として労働者登録計画(WRS=Worker Registration Scheme)を導入し、社会



保障の面で一部制限を加えつつ、登録制に基づく管理を行うに至った②。

予想を大きく上回る流入

政府は当初、WRSの登録者数を年間一万三〇〇〇人程度と見積もっていた。これに対し、二〇〇五年九月までの登録者数は二九万人。予想の一〇倍を超える流入となった③。

しかし懸念されていた社会保障へのマイナスの影響については労働者の圧倒的多数が若年であるために結果的に極めて少ない水準に留まり、職業訓練といった公共サービスの必要性もほとんど生じていないのが実情。このため英国政府は新規加盟国からの労働者を「ほとんど手のかからない」労働力であるとみなすことに加えて、経済に年間五〇億ポンドの利益をもたらしたと評価している④。

欧州委も英国モデルを評価



欧州委員会の報告書によると、新規加盟国からの労働者数は英国全体の労働力の〇・四％に該当し、移行措置⑤をとったドイツの〇・七％、オーストリアの一・四％よりも低い水準にあり、このような移行措置をとらなかつた国への流入率がとりわけ高いという事実を示すデータはない。同報告書はさらに踏み込んで移行措置を設けなかつた英国、スウェーデン、アイルランドの各国において高い経済成長、雇用の改善が見られたことから、新規加盟国からの労働力流入が経済活動を刺激したと結論付けている。特に英国については建設業など特定分野における労働力不足が緩和されたこと、熟練度の高い労働者が流入したことに加え、拡大前に不法就労していた東欧出身労働者の身分がWRSの導入によって結果的に合法化されたことによる税金及び社会保障費の増収を指摘、労働者の自由移動を認めたことにより成功したとして英国を評価している。

地域コミュニティも歓迎

一方、治安上の理由などから流入に対して保守色を強めていた地域からの反発も少ない。ロンドン公共政策研究所のダナヤン・スリカンダラウ氏は、「ロンドンを最終目的地とした外国人労働者は全体の四分の一に過ぎず、多くの人々がイングラ

ド東部のイーストアングリアや北アイルランドといった地方に分散しており英国人が就労しない農業および食品加工業といった職業に就いている」としている。地域労働市場の労働力不足緩和に役立っているとの指摘だ。

若年失業を加速させる懸念も

英国政府が〇五年二月に発表した統計によれば、二年半前と比較して、若年者（一八〜二四歳）の長期失業率は上昇傾向にあり、英国の若者が新規加盟国からやってくる若者との市場競争に敗れていると分析するアナリストもいる。

〇六年二月に英国統計局が発表した宗教別の失業率を見るとイスラム教徒（ムスリム）の男性が最も高い一三％でキリスト教徒の男性の約四倍の数値となっている。〇五年の地下鉄テロの実行犯がイスラム教徒の若者であったことも絡んで、今後さらに英国の若者が労働市場から締め出されるといった事態が進めば、労働者の流入が英国労働市場へプラスの影響をもたらすというEUの評価も根本から否定される懸念がある。

【注】

1. 英国のほかに移行措置を設けなかつた国としては、スウェーデン、アイルランドがある。
2. キプロスとマルタを除く新規加盟国からの労働者は、仕

事を始めて一カ月以内に登録申請を行わねばならない。登録申請の際には、所定の用紙に記入の上、雇用主による就労証明、パスポート写真、パスポートあるいはID、申請料金（五〇ポンド）の提出が必要である。申請が認められた場合は、登録カード、登録証明書、提出したパスポートあるいはIDが返送される。職が変わる場合は、再度の申請が必要とされる。一二月の間、合法的に就労した労働者には欧州経済領域（EEA）在住許可証が付与され、移動の自由が認められるほか「労働者登録計画」の管理対象から外れる。社会保障番号を取得するには、最寄の公共職業安定所（ジョブセンター）にて面接を受ける必要がある。

3. 二〇〇四年五月から二〇〇五年九月の期間の登録者数（Accession Monitoring Report May 2004 - September 2005）
4. 一年の就労ののちには、WRSの管理対象外となり、移動の自由が付与される。
5. 何らかの移行措置を設けることを選択した二カ国は、二年経過となる二〇〇六年五月までにレビューを行う。移行措置は三年を限度とする延長が認められており、合計五年を経過した後も、「労働市場に深刻な影響がある」との

事実が客観的に認められれば、さらに二年の延長申請が可能である。〇六年二月現在、スペインやフィンランドは移行措置を解除する予定である。一方、複数の新規加盟国と国境を接するオーストリアや失業率が高いドイツは移行措置の継続を予定している。フランス、イタリア、オランダ、デンマーク、ポルトガルの各国は、いまだ態度を決めていない。

（国際研究部 淀川京子）

中国

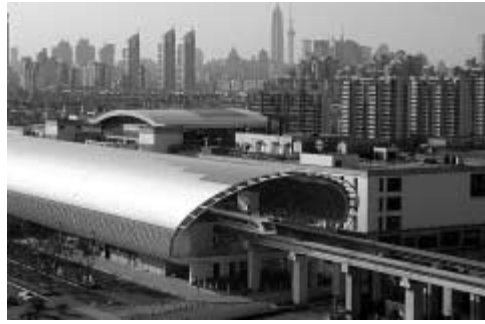
労働社会保障事業、第一次五カ年計画の重点課題を発表

二〇〇五年末に発表された「一産党国民経済と社会発展の第一次五カ年計画提案」を受け、現在、中国の各官庁は施策の重点目標を策定している。

中高年層の再就職も順調だが余剰労働力は一億人との試算も

〇六年一月九日付け労働社会保障部の発表によると、〇五年末の労働市場の動向は、失業者が八三九万人、都市部登録失業率は四・二％であった。一方、全国都市部の新規就業者は九七〇万人、国有企業リストラ失業者の再就職は五一〇万人が成功

海外労働事情



いる。ちなみに第一〇次五カ年計画においては、就業と社会保障事業のための予算は毎年平均一六・五%の増額措置がとられ、〇五年は全体予算の一一%を占めていた。

新しい重点目標の基本は、鄧小平が提唱した「三つの代表」

労働社会保障部の田成平部長は、〇五年一二月に開催された「全国労働と社会保障事業会議」の席上で、「第一一次五カ年計画」期間中の労働社会保障事業の発展に関する総合的課題と具体的事業の考え方を表明した。

田部長の発表によると、労働社会保障事業は、鄧小平が唱えた、先進的生産力の発展、先進文化の前進、もつとも広範な人民への利益の代表という「三つの代表」の考え方を基本的ガイドラインとし、次期五カ年計画の中核的な推進目標である「科学の発展」を前提に、次の六つの柱を重点目標に定める。

第一 就業と再就業の実現のため、さらに国民経済社会の発展を促進する。特に職業機会の創出に力を入れ、仲介サービスのシステムを整備し、職業訓練事業を強化、ベンチャーの育成を奨励していく。

第二 再就職訓練、創業者訓練、農村労働力の都市労働力へ

の転換訓練に特に力を入れ、労働者の資質向上に資するため、公共訓練実施の重点地域を設置する。

第三 都市部と農村部の社会保障を確実に実施し、市場の機能と政府の役割を明確に意識しつつ、公平性と効率性に重点をおいた労働社会保障の事業展開を可能とする社会保障体系を整備する。

第四 新たな展開をみせる経済社会状況を反映して、労働者の権益保護に重点をおく安定した労使関係の構築をめざす。具体的には、ベンチャー企業などの新たな経営形態を前提とした安定した労働関係の構築や公平な賃金分配や労働契約の徹底をめざし、特に賃金問題については歴史的経緯を踏まえ、〇七年までに解決するよう目標とする。

第五 労働社会保障法制の法的整備を進め、法体系の整備をはかることで、現在の脆弱な法的執行力を強化する。

第六 労働社会保障システムの機能を向上させる。具体的には、情報化や規範化の水準を向上させ、システム管理サービスを向上させていく。

王東進労働社会保障部副部長をはじめ「全国労働社会保障事業会議」に出席した他の幹部たちも、これら六分野にまたがる

事業発展方針に基づく「労働社会保障事業第一二次五カ年計画」の策定と具体的施策への取り組みの重要性を確認した。

【参考】

「中国労働保障報」一月一日付、「人民日報」一月一九日付

(国際研究部・主任調査員 野村かすみ)

EU

欧州議会、サービス指令案を可決

欧州連合(EU) 欧州議会は二月一六日、「域内市場におけるサービスの指指令案」(サービス指指令案)の第一読会において、修正案を賛成三九一、反対二二三、棄権三四で採択した。

可決された指令案は、欧州委員会の当初案を大幅に修正し、母国法主義(サービス提供者の母国の法令等で許可されている場合には、他の加盟国の許可を得ることなく、その国でサービスを提供できるとする原則)に關する条項を削除し、当初案よりも少ないサービス分野を適用対象とした。また、サービス従事者の雇用・労働条件に關しては、送り出し国でなく、受け入れ国の条件が適用される。

サービス提供の規制緩和で競争力強化を

サービス指指令案は、EUを世界一競争力のある地域とするため、サービス提供の自由に関する法的・行政的障害を除去し、EU域内市場のサービス自由化を達成することを目的としている。欧州委員会は、本指令案を〇四年一月に発表した。指令案でもっとも争点となったのが、母国法主義(country of origin principle)に關する条項である。これに対しては、サービス提供者の母国法に従ってれば、受け入れ国の労働基準を下回るサービス従事者の低賃金や劣悪な労働条件が認められ、ソーシャル・ダンピングの容認に繋がるなどの批判がなされた。

欧州議会は、この「母国法主義」条項を、「サービス提供の自由」条項に差し替え、加盟国に、サービス提供者の権利を尊重し、「領域内におけるサービス活動に關する自由アクセスと自由行使」を保証するよう義務づけた。指令案は、サービスの自由移動に關する数多くの障壁を禁止している。例えば、サービス提供者が一時的に事業を行って受入れ国において、事務所を開設するよう要求することはもはやできなくなる。

例外規定や独自規則の適用も容認

している。特筆すべきは、このうち一五〇万人が文革期に教育を受け再就職が困難とされている四〇代五〇代の中高年齢であった点だ。第一〇次五カ年計画のもとでの就業問題への取り組みは、着実に効果をあらわした。しかし、今後一五年間に一億人あまりの農村余剰労働力が発生し、都市労働力への移転をはからなければならぬという試算も発表されていることから、依然、就職・再就職の問題は、中国の経済成長を左右する重要な課題である。

〇六年一月一六日、黄菊國務院副総理は、第一一次五カ年計画期間中においても、就業と社会保障事業の積極的展開のために、資金を投入できるように大幅な財政措置とすることを発表して

他方、指令案は、加盟国が、公序良俗、公衆安全、環境保護および公衆衛生の必要性に基づき、国内法でこの自由を制限できる例外規定を盛り込んだ。

加盟国はまた、団体交渉による合意を含む、雇用条件に関する自国独自の規則を引き続き適用することができる。

指令案の適用対象は、郵便・水道・電気・ゴミ処理などの公共の経済利益にかかわるサービスや経営コンサルタント、検定・試験、施設管理、広告、募集採用、商業代理店などの企業向けサービスである。また、不動産・建築・建設、流通、貿易展示、レンタカー、旅行代理店などの企業と消費者の双方に提供されるサービスやレジャー、スポーツ・センター、遊園地などの消費者向けサービスなども含まれる。

非適用対象は、特別の法令が適用される産業（金融、電気通信・ネットワーク、輸送）、法律、ヘルスケア、視聴覚、ギャンブル、宝くじ、公権力の行使にかかわる職業や活動、徴税などである。

指令案は、加盟国に対し、指令施行後五年以内に、サービスに関する規定を国内法に取り入れるよう要請している。

指令案の成立には、欧州連合理事会（閣僚理事会）の承認が必要である。理事会が欧州議会の修正の一つでも拒否し、独自

の修正を加えるなら、指令案は再び欧州議会における第二読会を審議される。

【参考】

欧州議会ホームページ
（国際研究部 大島秀之）

アメリカ

競争力強化策を柱とする
新経済政策へ大統領一般
教書演説から

二〇〇六年一月三十一日、ブッシュ米大統領は議会で一般教書演説を行い、〇七年度の内政・外交全般にわたる施政方針を表明した。大統領は、米経済が強い成長を続けていると指摘しつつ、中国・インドなどの新たな競争相手の出現にも保護主義に回帰せず競争力を強化すると述べた。このほか、主な重点課題として①減税の恒久化と歳出削減、②競争力維持のための合法的で経済に寄与する移民政策の必要性、③メディケア・メデ



イケイド（I）の適切な運営、④中小企業等への税優遇措置——についても言及した。

堅調に推移する雇用情勢

大統領はアメリカ経済の強さを強調するなかで、過去二年半に雇用が四六〇万人増加し、その数値はEUや日本を上回っている」と述べた。米労働省が発表した一月の雇用統計によると、非農業部門の雇用者数は前月比で一九万三〇〇〇人増えた。失業率も四・七%と前月比で〇・二ポイント低下し、同時多発テロ発生前の〇一年七月以来、四年六カ月ぶりの低水準となるなど、アメリカの雇用情勢は堅調な推移を見せている。

中国・インドをにらんだ新経済政策

昨年の一般教書演説では、公的年金制度の抜本改革を経済政策の目玉に据え、強力に改革を推進する意思を表明していた。しかし民主党のみならず大統領の出身政党である共和党内からも支持が得られず、改革は事実上頓挫した。これに関し今回の演説では、ベビーブーマー世代③の社会保障問題を検討する委員会設置を言及するにとどまった。

かわって大統領は経済政策の柱として競争力強化策を掲げ、国をあげた技術開発基盤の強化を訴えた。その背景には、急速

な経済成長を遂げる中国とインドへの警戒感がある。新聞報道によると、アメリカの対中貿易赤字は膨らむ一方で、製造業を中心に、中国に雇用を奪われるとの危機感が米国内で高まりつつあるという。他方、インドはIT（情報技術）大国とよばれ、高度な専門知識をもった優秀な人材、安定した英語力、安い人件費が魅力となり、最近では米企業が顧客サービス拠点や研究開発施設を移す動きが出ている。

競争力強化のための労働省の施策

一般教書演説で言及された競争力強化策を踏まえて、二月一日、労働省は「WIR ED」(Workforce Innovation in Regional Economic Development)

と呼ばれる地域経済開発計画を発表した。本プログラムは、政府・ベンチャーキャピタル・研究機関や企業等あらゆる領域の力を結集して高技能・高賃金の労働者を育成し、地域経済を活性化することを目的としている。高技能の労働者が核となって、さらなる経済成長や企業の誘致への期待を盛り込んでいる。労働省の高官は、国策であるアメリカ経済の強化への取り組みとしては、地域経済を強化し活性化するのが唯一の方法であると述べた。

労働省は、同プログラムを一三の指定地域で導入し、一地域

一五〇〇万ドル、合計一億九五〇〇万ドルの予算を投入する予定である。指定地域は、貿易のグローバル化によって悪影響を受けた地域や、単一の産業に依存する地域、自然災害で打撃を受けた地域が主な対象である。

〔注〕

1. アメリカの公的医療保険制度。メディケアは高齢者および障害者向け、メディケイドは低所得者への医療扶助である。

2. ワシントンポスト紙は、大統領が過去二年半で区切ったことに着目し、大統領就任後五年間で見ると、増加分は半減して二〇〇万人に過ぎないことを指摘している。

3. アメリカのベビーブーマー世代は一九四六年から六四年に生まれた国民で約七八〇〇万人いるとされる。公的年金は六五歳から支給開始されるため、同世代の年金支給開始は目前に迫っている。

【参考】

二月二、三、四日付日本経済新聞、二月一日付ワシントンポスト紙、米労働省ホームページ
（国際研究部 吉原夕紀子）